

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人福祉法施行規則第 1 条の 7 の規定による申し出があつた場合の養護受託者の決定
根拠条例・規則等名		さいたま市老人福祉法施行細則
条 項		第 7 条第 2 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課 (電話 : 048-829-1260)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難である
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		